

有効期間満了日 令和7年3月31日
熊交規第719号
令和元年12月23日

地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について(通達)
地域活性化等に資するイベント等については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮するとともに、各イベントに応じた安全・円滑化対策等を検討・運用しているところであるが、昨今のイベント等の多種多様化に伴い、別添のとおり、警察庁から「地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について(通達)」(平成28年3月31日警察庁丁規発第33号)が発出されているところである。

関係所属にあつては同通達を踏まえ、イベント等に対する道路使用許可を含めた交通管理を適切に行い、地域活性化に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配慮されたい。

なお、本通達の発出をもって、「地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について(通達)」(平成28年5月11日付け熊交規第271号)は廃止する。

※ 警察庁通達「地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。